



発行：2010年8月

韓国IPG事務局（JETRO ソウル・センター）

韓国IPG Information

目次

- 商標権特別司法警察隊の発足 1～2頁
- < 韓国IPGの活動 >
- 韓国IPG2代目リーダー 3頁
- ☆ クロスワードパズル 3頁
- 今後の活動 4～5頁
- ご利用ください！ 5頁
- 韓国政府に対する知財関連の
建議事項 6頁
- < IPを知ろう。 >
- 韓国IPニュース 7頁
- 「遺伝子は特許になるか？」 8頁

● 韓国特許庁の商標権特別司法警察隊、公式スタート



< 商標権特別司法警察隊 発足式 >

韓国特許庁に、商標権侵害の犯罪に対する特別司法警察権が8月に導入され、特許庁職員による **商標権特別司法警察隊** が、9月8日に発足しました。

警察隊は全15名で、ソウル・大田・釜山の事務所に5名ずつ配置され、各地域において模倣品（商標法違反・著名な商品標識の混同行為）の取締りに活躍する予定です。

韓国IPGでは、韓国で日系企業の商品の模倣品が発見されたときに、商標権特別司法警察隊によって迅速に取り締まって頂けるよう、韓国特許庁との協力関係を深めて参ります。

（次ページにも関連記事）

韓国IPGへのメンバー登録

www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf

韓国IPG事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ソウル・センター知的財産チーム

電話／02-3210-0195
e-mail／jetroiprseoul@gmail.com

榎本吉孝 (イノト・ヨシタカ)
 曹恩実 (チョウ・ウンシル)
 趙乾東 (チョウ・ゴンドン)
 池崎麻理絵 (イケサキマリエ)

事務局より

今年の夏は例年に比べ特別暑かった気がします。会員の皆様方はこの夏をどのように過ごされましたでしょうか。事務局の「夏休みの宿題」は…クロスワードパズル作り。知財の言葉（ヨコ）と韓国に関するもの（タテ）との組合せのパズル（！）に、汗をかいた夏でした（3ページに掲載）。

SJCからの建議事項でもあった韓国特許庁の特別司法警察隊がついに導入されました。偽造商品の取締りが強化されるよう、韓国IPGと警察隊との連携も模索しています。

「韓国IPG・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

● 韓国特許庁の商標権司法警察隊の発足式（9月8日）



없는 명품 대한민국
특별사법경찰



위조상품 없는
표권 특



商標権司法警察隊の発足式

日時：2010年9月8日(水) 11:00~11:50
 場所：韓国特許庁・大田庁舎 3棟 204号 大会議室
 主催：特許庁
 主な参加者：ウ・ユングン 国会の法制司法委員長
 チェ・ドンウク 大田高等検察庁長
 ジョン・ホソク 韓国知識財産保護協会長
 (現代モービス社長) 等

9月8日に韓国特許庁（大田庁舎）で、商標権特別司法警察隊の発足式が行われ、同警察隊が本格的に取締り業務に突入しました。

模倣品・偽造商品の取り締まりは、これまで主に警察・検察で行われ、特許庁はデッドコピー商品や著名商標盗用商品についての調査や是正勧告など行政指導しか行えませんでした。今回、特別司法警察権が付与されたことにより、特許庁は、押収・捜索・拘束など実効性のある権限行使も可能となり、偽造商品の製造・流通・販売などの全ての過程において、偽造犯罪者を直接、検挙して検察に送致するなど取締りをさらに強化することができます。

発足式で、韓国特許庁の李秀元(イ・スウォン)庁長は、次のように語られました。

李秀元(イ・スウォン)庁長の挨拶 (要旨)

韓国の知的財産保護水準は依然として低く、その理由は偽造商品の流通と関連がある。こうした知的財産権の保護水準の低さは、国家競争に悪影響を及ぼし、国のレベルを下げ、国際的に通商摩擦となる。

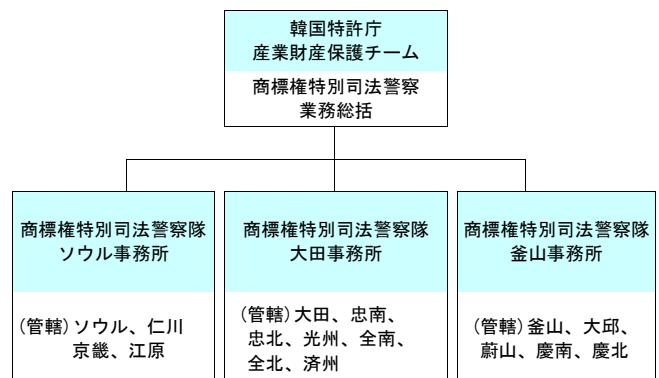
これまで特許庁は、偽造商品を摘発しても是正勧告や行政手続きしかできなかったため実効性がなかったが、司法警察権の付与により偽造商品製造販売者を検挙し検察に送致することができるようになった。今後、特許庁の役割が重要となると考えている。取締り業務の遂行においては、検察庁、警察庁、関税庁など関連機関と協力して効率的な取り締まりを行っていきたい。

警察隊に対して、厳正で適正な取締りを遂行し、国民から信頼を受ける司法警察隊になるよう指導した。

商標権特別司法警察隊は、ソウル・大田・釜山の3地域に事務所を設置し運営されます。



<特別司法警察隊発足式イベントのあれこれ>



韓国 I P G の活動

● 韓国 I P G の新リーダー（就任あいさつ）

S J C 知的財産委員長に遠藤 重勝氏（Y K K 韓国社・社長）が選任され、韓国 I P G のリーダーも勤めていただくこととなりました。

韓国 I P G のみなさまへ

7 月中旬に韓国に赴任いたしました Y K K の遠藤です。前任の佐々木より S J C 知的財産委員会委員長を引継ぎました。韓国 I P G の活動を益々活発にしたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

知財については勿論、専門ではありませんが、たまたまかつて赴任国のベトナムで弊社製品のニセモノ摘発、またトルコでは商標に関する係争などに関わったことを覚えております。知財委員会に関わることとなったこと何かの縁かも知れません。

韓国は今や経済的には日本を追い抜く勢いの先進国ですが、一方、一部の市場ではニセモノのバッグが氾濫しており、知的財産の保護に対する考え方は遅れているような気もいたします。

今後とも知的財産活動を通して、少しでも韓国の日本企業の皆様に貢献できればと考えていますので今後とも宜しく願いいたします。



< Y K K 韓国社 遠藤 重勝 >

ちょっと休憩～☆ クロスワードパズル

1		2	D		4
				3	
5			6		
		7C			
	8A				
9			B		



<横のカギ>

- 1, 特許庁で審査を経て、商標〇〇がなされると商標権が発生する。
- 3, 文字を組み合わせて、図案化したデザイン文字、〇〇。商標によく用いられていますね。
- 5, 内国民待遇の原則、優先権制度、特許独立の原則を特色とする、産業財産権の国際保護の同盟に関する条約を〇〇条約といいます。
- 7, 特許協力条約（PCT）に基づいて、1つの出願書を提出することで PCT 加盟国の全ての国に出願したことになる出願制度。〇〇出願。
- 9, 特許権、著作権等の知的財産権を実施または使用する権利を認可することで、実施許諾や使用許諾のこと。

<縦のカギ>

- 2, 韓国の競馬の歴史。昔、この動物でしていたそうです。
- 4, 日本でも韓国でも、最近は若い人にも人気ようです。将棋ではなくて〇〇。
- 5, 町のいたる所にあるノレ〇〇。カラオケするならここですね。
- 6, 食堂に行くと、キムチとセットで出されることが多い〇〇〇〇。黄色いお漬物。
- 8, 韓国にはチョコグイ（〇〇焼き）のお店が多いですね。このチョコを日本語で〇〇。

* A B C D をつなげて下さい。答えは最後のページ下にあります。

● 今後の活動

11月15日(月)第3回韓国IPGセミナーを開催します (参加申込は事務局まで)

今回のセミナーでは、＜韓国特許庁との協力強化＞、＜日本本社と韓国支社との連携＞をテーマに、韓国特許庁からは李秀元(イ・スウォン)庁長にもお越しいただき、また、日本からは本社・知的財産部を代表して日本知的財産協会(JIPA)の代表団5名の参加を予定しています。奮ってご参加ください(開催場所・プログラムなど詳細が決まりましたら、あらためてご案内いたします。韓国IPGメンバー以外、SJC会員以外の方の参加も歓迎いたします)。

- <日時> 11月15日(月) 午後2時 - 6時 (6時より交流会を開催)
- <場所> 未定 / ソウル市内のホテルを予定
- <テーマ>

第1部：韓国特許庁と日本企業の協力強化

韓国特許庁・李秀元(イ・スウォン)庁長
 韓国特許庁・産業財産権保護チーム
 韓国産業財産権保護協会(KIPRA)

第2部：日本本社と韓国支社との連携

日本知的財産協会(JIPA)代表団5名が参加予定

案内

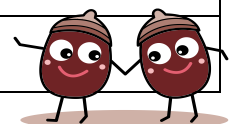
第2回 日韓著作権フォーラム開催案内

(日本：文化庁、コンテンツ海外流通促進機構 / 韓国：文化体育観光部、韓国著作権委員会)

10月5日(火) 13:30~17:50 に、ソウルのCOEXコンベンション&エグジビジョン402会議室にて、「インターネット上の著作権の適切な保護に係る日韓連携」と題するフォーラムが開催されます。みなさま、奮ってご参加ください。詳細については、JETRO ソウル・センター知的財産チームのホームページ (<http://www.jetro-ipr.or.kr/>) の「お知らせ」欄をご覧ください。

プログラム (司会：漢陽大学校 尹 宣熙教授)

13:00~13:30	参加者登録
13:30~13:40	開会の挨拶 (文化体育観光部、文化庁)
セッション1：日韓の著作権制度及びその運用に係る最近の動向	
13:40~14:20	韓国側講演 (国立江原大学校教授 鄭 鎮根)
14:20~15:00	日本側講演 (日本大学教授、一橋大学名誉教授 土肥 一史)
15:00~15:30	質疑応答
15:30~15:50	休憩
セッション2：著作権保護における新技術の動向	
15:50~16:30	日本側講演 (講演者未定)
16:30~17:10	韓国側講演 (韓国著作権委員会流通促進チーム長 李政宰)
17:10~17:40	質疑応答
17:40~17:50	閉会の挨拶 (韓国著作権委員会、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)



税関職員向け真贋判定研修 について

12月2～3日（ソウル税関）、9～10日（仁川空港税関）、16～17日（光州本部税関）

税関で行われる「税関職員向け真贋判定研修」では、税関の取締り職員に対して、企業の担当者が自社商品の真贋判定方法を教授することにより、税関での模倣品の取締りの効率が向上することが期待できます。韓国IPGでは、在韓日系企業や日本国内の企業が、自社製品について税関で真贋判定研修を行えるよう韓国政府（TIPA：貿易関連知識財産保護協会）と調整を行っております。

すでに、数社の在韓日系企業から韓国IPG事務局に、参加希望を頂いております。しかしながら、日本企業（TIPA非会員）の研修機会への参加について、8月までに合意が得られず、韓国IPGでご案内しておりました、9月の研修開催は見送らざるを得ませんでした。

< 交渉中の課題（TIPAの問題点） >

こうした税関職員への研修は、今年より、韓国税関庁からTIPAに委託されて実施されています。TIPAは会員制の組織であり、そのために、会員企業に限り（会員加入を前提とする企業を含む）税関職員に対する研修の機会への参加を認めるという方針を、これまでとっています。

これでは、TIPA会費（正会員：年間1,000万ウォン）を支払わなければ、各企業は、税関の取締り職員に対して模倣品の見分け方など必要な情報を説明することができず、結果として、その企業の製品について税関における模倣品取締りが効果的に行われないこととなります。



< 12月の開催にむけて >

税関では、こうした研修を今後、12月（標記日程）に開催する予定としており、韓国IPGでは日系企業の受け入れについて継続してTIPAと協議しています。受け入れ（4社程度）が決まりましたら、韓国IPGより参加企業募集の御案内を致します。日本国内からの参加も可能です。

< 経済産業省の補助事業 >

※ 右の写真は、税関職員向け真贋判定研修の様子です。



● ご利用ください！（詳細は事務局まで）

- ✚ 無料法律相談 < 産業財産権制度基盤整備事業（日本特許庁） >
- ✚ 公開相談
- ✚ 模倣品に関する侵害調査費用の補助 < 中小企業知的財産権保護対策事業（中小企業庁） >

韓国政府に対する知財関連の建議事項

SJC（ソウルジャパンクラブ）は、韓国政府への建議事項「事業環境の改善に向けたSJC建議事項」を取り纏め、韓国政府（知識經濟部）に8月24日に提出しました。

今回、提出した建議事項は全部で30項目、その内の知的財産分野は、全19項目（新規6項目）となっています。今後、10月初旬に韓国政府との会合（知識経済部長官 出席予定）で韓国政府から口頭での回答を得る予定です。知的財産分野19項目の内容は以下のとおりです。

韓国政府に対する隘路事項の改善の建議（知的財産分野19項目）

①インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備 新規	②韓国での日本CD販売に関する手続き改善 新規
③韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの問題点（日本番組の地上波枠からの締出し。アイデア盗用）	④特許出願手続きの改善
	⑤特許法によるコンピュータプログラム自体の保護
⑥外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大	⑧物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充
⑦デザイン登録要件及び商標登録要件の改善	
⑨商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期	⑩特許庁ウェブサイトでの意匠・商標検索 新規
⑪商標の類否判断に係る審査基準の運用の見直し 新規	⑫海外著名商標に関する判断基準の適正化 新規
⑬無効審判の請求人適格の制限撤廃	⑭特許権等の有効・無効を裁判所で判断し、紛争の早期解決
⑮侵害立証の容易化	
⑯間接侵害規定の拡充	⑰水際措置の強化
⑱偽造品真偽判定教育の機会の拡大 新規	⑲模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインド向上

韓国の問題点



< 違法コピーの問題 >

- ①：日本の漫画が雑誌からスキャンされ、テレビ番組も韓国語字幕が入れられてネット上に不法アップロードされている。法制度の整備と罰則強化を求める

< 模倣品の取締り >

- ⑱：模倣品の真贋判定方法を企業から税関などの取締り職員に対して教育（情報提供）する機会がない。商品の真贋を判定するための情報・能力は実効的な取締りの前提であり、企業に過度な負担を求めるべきでない
- ⑰：模倣品・海賊版が氾濫。水際措置を特許権・意匠権などにも広げるべき。また、韓国から日本へ模倣品が輸入されている。韓国での輸出時の監視強化を求める
- ⑲：韓国特許庁の「特別司法警察権」を活用して、日本企業（韓国IPG）と連携した取締りを要望する

< 特許・意匠・商標制度の改善 >

- ④：特許庁の通知に対応する期間を、翻訳に必要な期間を考慮して延長して欲しい
- ⑤：韓国ではコンピュータプログラム自体が特許保護の対象となっていない。適切な保護を求める
- ⑥：特許出願（国際出願）で、翻訳ミスを修正できる制度が採用されていない
- ⑦：商品全体のデザインを出願した後に、追加で部分的なデザインの出願をしたり、複数の商品について登録していた商標を1つにまとめて登録したりできるようにして欲しい
- ⑧：DVDプレーヤーのように商品自体にディスプレイがない商品の画面デザインが保護されていない
- ⑪：「A」という商標が登録されていた場合に、「A+B」や「A+B+C」など、ほぼ全てが商標登録できない画一的な審査である
- ⑫：日本の漫画作品を原作とする韓国TVドラマのタイトルなどが、韓国で勝手に商標出願されている



韓国IPニュース

● 「ニューバランス」ニセ物の情報提供者に最大1億ウォンの報奨金

デジタルタイムズによると、韓国カジュアルウェア大手のイーランドのスポーツブランドである「ニューバランス」（米ニューバランス社よりライセンス）が、ブランドの価値を守ることを最優先と考え、ニセ物製造業者に関する情報を提供した者に、最大1億ウォンの報奨金を支給することを明らかにした。9月末までにニューバランス ホームページに寄せられた情報提供を対象としており、取締まりの効果が大きい場合は期間を延長する計画である。

● 中小企業の技術流出の防止に向け、韓国中小企業庁と韓国警察庁が協力

韓国でも、企業が保有する技術情報が他企業あるいは中国などに流出する事件が相次いでいるが、韓国中小企業庁と韓国警察庁は、こうした中小企業の重要技術を保護するため、業務協約を7月20日に締結したと電子新聞が伝えた。この協約により韓国警察庁は、韓国中小企業庁が実施する技術流出関連相談会および保安教育プログラムに技術流出捜査の専門警察官を派遣して、技術保護の教育や、事業者の技術保護水準の診断を支援する。また、5カ所の地方庁の外事捜査隊に専門の捜査チームを編成して、先端犯罪に対する捜査能力を強化する計画である。

一方、韓国中小企業庁は、技術流出相談センターに寄せられた被害事例を、専門捜査チームに速かに捜査依頼し、弁護士や弁理士等による法律相談サービスも提供する。

両者は今後、持続的に情報交流や、技術流出防止キャンペーンの共同推進等を行っていく。

● 韓国での商標権の更新が簡単に（7月28日より改正商標法が施行）

韓国での商標権（期間10年間）の更新に、以前は「存続期間の更新登録出願」が必要であったが、法改正により「更新登録申請制度」に簡素化された。期間内に商標登録料を納付して、簡単な更新申請書だけを提出すれば、審査手続きなしで商標権の存続期間が延長できる。商標登録料の納付も2回に分割してできるようになった。

さらに、商標登録の出願の際にも、出願後1ヶ月以内に出願を取下げ又は放棄した場合には、「出願料」だけでなく「商標登録出願の優先権主張申請料」も返還されることとなった。

● 海外への特許使用料の支払いが5ヶ月間で30億ドル超

韓国の今年1～5月における海外への特許使用料の支払い総額は31億7000万ドルに上り、昨年同期の21億1000万ドルより50%ほど増加した（7月1日、韓国銀行発表）。特許使用料の支払い額の増加は、韓国内企業の生産が増加した結果と見られている。

一方、韓国の特許技術について外国企業から受け取った使用料の額は、12億9000万ドルで昨年同期より27.7%の増加であり、その結果、特許使用料の赤字規模は70.8%増加した18億8000万ドルに至っている。特許使用料の収支統計を始めた1981年以後、赤字幅は年々大きくなっている。

● eラーニング業界とフォント業界の著作権争い

韓国でeラーニング業界とフォント業界の間で著作権の紛争が頻発していると、デジタルタイムズが伝えている（7月11日）。

フォント業界側の主張では、eラーニング企業が購入した永久ライセンスは印刷出版用ライセンス費用にすぎず、ウェブサイトのバナー程度までは制限的に許容できても、企業ロゴや放送字幕などに活用する場合は個別交渉を通じて価格を付けており、eラーニング動画講義の製作はライセンス範囲外とされる。フォント業者により条件に差があるが、フォント1個・1過程と見なされる単位で150万ウォンを要求する例もあり、eラーニング業界側は反発を強めている。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL：www.jetro-ipr.or.kr/news/news02.asp

遺伝子は特許になるか？

FILE No: 23

人間が持つ遺伝子の数は2万を超えるとされる。その一つ「BRCA遺伝子」について、米国で7件の特許権が1997年より相次いで生物製薬会社のミリアド・ジェネティクス・ラボラトリーズに与えられた。同社は、BRCA遺伝子ががん抑制遺伝子であること、この遺伝子に変異があると乳がん発病率や卵巣がん発病率が高まることを見いだしたのである。特許権に基づいて同社は、BRCA遺伝子の診断ビジネスを1回4,000米ドル近い費用で独占していた。しかし、遺伝子は人間がもともと持つもの、遺伝子情報は全人類の財産ではないのか？遺伝子診断の商業的独占に対する抵抗は大きく、昨年5月にはアメリカ自由人権協会が医療関係組織やがん患者などとともに、同社の特許を無効とするよう訴訟を提起した。

米国では、他国に先駆けて生命体に対する特許を認めてきました。人が創作したものであれば化学物質と同様に、生命体についても発明として特許の対象とすべき、つまり、特許を与えることで研究開発（R&D）が促進され、医療や医薬が進歩するという考え方です。

遺伝子操作によって作り出された生物に対して初めて特許が付与されたのは、80年に米国連邦最高裁判所が判決を下した「海洋で油を分解するよう設計された遺伝子組み換え微生物」の発明です。これに関し裁判所は「この微生物は人間によって作られた発明品であり、普通の化学物質と異ならない」と判断しました。その後、87年に米国特許庁は、動物を含む多細胞生命体（人間を除く）は特許を受ける可能性があるという決定を公布し、88年には哺乳（ほにゅう）動物に対する初めての特許が成立しました。こうした過程を経て、米国では微生物のほか、形質転換動植物（遺伝子を導入して形質が変化した動物や植物）、SNPやEST（遺伝子などの特殊な部分）、ヒト遺伝子、ヒト胚（はい）性幹細胞（ヒトES細胞）まで特許を受けることが可能になりました。

こうした中、今年3月にミリアド・ジェネティクスのBRCA遺伝子特許訴訟についてニューヨーク地裁は「遺伝子のような自然的産物を精製する方法を開発したからといって、その遺伝子に対する特許権が発生するわけではない」と判断し、BRCA遺伝子に関する7件の特許を取り消すとの判決を下したため、判決を巡って議論が高まっています。同社は6月に控訴しています。

韓国での遺伝子特許

韓国でも、遺伝子特許は認められています。自然界に存在する化学物質を発見し、分離・精製して、その構造と機能を究明すれば、新規化合物として特許の対象となるのと同じように、遺伝子も、それを分離して配列と機能を究明すれば、新規遺伝子として特許の対象になるというのが、韓国、そして三極特許庁（米国、欧州、日本）の基本的な立場です。

生物関連発明に対する各国特許庁の対応				
	米国	韓国	日本	欧州
遺伝子		○ 特許可		
DNA断片	特定疾病の診断用など具体的な有用性が立証された場合にのみ特許可能			
タンパク質		○ 特許可		
微生物		○ 特許可		
動物植物		○ 特許可		○特許可 ※品種は不可
ヒト・身体の一部	× 特許不可			
ヒト胚性幹細胞	○特許可	特許不可？	特許不可？	特許不可？
手術・診断・治療の方法	○特許可	動物可能 ヒト不可	動物可能 ヒト不可	特許不可

生命工学分野の発明を特許の対象とすべきか否かについて韓国は、日本とはほぼ同じ、米国、欧州とは一部で多少異なる立場を取ります（表1）。また、医師が人に対して行う医療行為（手術・治療・診断する方法）について、独占権（特許）を認めるべきか否かも各国で対応が分かれます。日本では医師の医療行為を制限しないよう特許の対象としていませんが、韓国特許庁は2008年1月に審査指針を改訂し、人を診断する方法の発明について、新たに特許の対象としました（ただし「臨床的判断（医学的知識または経験を基に行われる、疾病または健康状態を判別する精神的活動）」や「人体に直接的であり一時的でない影響を与える段階」が含まれる場合は、特許の対象としません）。

日本のみならず、こうした点に留意して、韓国での特許戦略を構築してください。

< 今回の解説者 >

リ・インターナショナル特許法律事務所・

安常吾 弁理士

67年生まれ。94年からリ・インターナショナル特許法律事務所にて化学、バイオ、医薬関連業務担当。

04年弁理士試験合格。

（監修：JETROソウル・センター 榎本吉孝）

クロスワードパズルの答：カンコク（韓国）

<< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >>

